

令和4年10月からの制度改正について

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、令和4年10月からは、健康保険に関する次のような改正が行われます。

● 短時間労働者の適用が拡大されます

パート・アルバイト等の短時間労働者の健康保険・厚生年金保険（社会保険）の適用が拡大されます。

現行では、事業所の従業員数が501人以上のみに適用されていますが、施行後は**従業員数が101人以上に改正**されます。

また、適用要件のうち、雇用期間の見込みについても変更となり、現行の雇用期間の見込みは1年以上となっていますが、**2ヵ月を超えてに変更**となります。

《令和4年9月までの適用要件》

週労働時間 20時間以上	雇用期間 1年以上	月額賃金 8.8万円以上	学生ではない	特定適用事業所（501人以上） 任意特定事業所
-----------------	--------------	-----------------	--------	----------------------------



《令和4年10月からの適用要件》

週労働時間 20時間以上	雇用期間 2ヵ月超	月額賃金 8.8万円以上	学生ではない	特定適用事業所（101人以上） 任意特定事業所
-----------------	--------------	-----------------	--------	----------------------------

※令和6年10月からは、従業員数が51人以上の企業も適用となります。

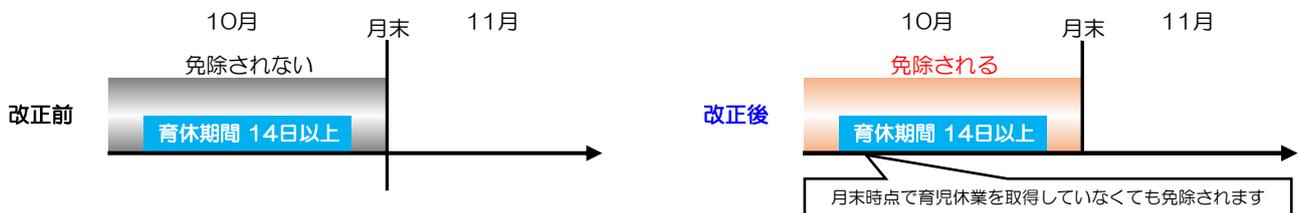
● 育児休業期間中の保険料免除要件の見直し

① 保険料免除の要件が見直されます

改正前は月末時点で育児休業等を取得している場合に、当月の保険料が免除される制度になっていますが、月の途中で育児休業を終了した場合、保険料が免除されない不公平が発生していました。改正後は現在の取扱いに加えて、月末時点で育児休業を取得していなくても、1ヵ月間に2週間以上の育児休業を取得していれば、その月の保険料が免除されます。

◆ 今後の育児休業中の保険料免除要件

【短期間の育休の場合】



【長期間の育休の場合】 ※長期間の育休については変更ありません

② 賞与にかかる保険料の免除要件が見直されます

賞与にかかる保険料は1ヵ月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象となるように変更されます。

【12月賞与が免除となる場合】

賞与支給日：12/15

● 育休期間：12/5～1/5の場合

→ 休業期間32日間のため、**免除になる。**

● 育休期間：12/5～1/4の場合

→ 休業期間31日間のため、**免除にならない。**

